19　仲裁裁判所は、正当な理由があるときは、異議の申立て又は異議に対する反論を行うに際して生じた合理的な費用及び報酬を主張を認められた一方の紛争当事者に支払うよう命ずる裁定を下すことができる。仲裁裁判所は、そのような裁定が正当であるか否かを決定するに当たり、請求若しくは異議に根拠がなかったか又は明白に法的根拠を欠いていたかについて検討するものとし、また、紛争当事者に対し意見を述べる合理的な機会を与える。

20　(a)　仲裁裁判所は、紛争締約国の要請に基づき投資紛争において係争中であるこの章の規定に係る共同の解釈を要請するものとし、また、職権により当該共同の解釈を要請することができる。全締約国は、仲裁裁判所に対し、その要請を受領した日から六十日以内に、当該共同の解釈について宣言するための共同の決定であってコンセンサス方式によるものを書面により提出する。全締約国が六十日以内にそのような決定を行うことができない場合には、(b)の規定の適用を妨げることなく、締約国が提出した解釈について紛争当事者及び仲裁裁判所に送付するものとし、当該仲裁裁判所は、職権によりこの問題を決定する。

(b)　第十一条２(e)(iv)の規定に基づくこの章の規定の解釈に関する合同委員会の決定は、仲裁裁判所を拘束するものとし、仲裁裁判所が下すいかなる決定又は裁定も、当該合同委員会の決定に適合するものでなければならない。

21　仲裁は、紛争当事者が別段の合意をする場合を除くほか、ニューヨーク条約の当事国において行う。

22　各締約国は、自国の領域において裁定を執行するために必要な手段を定める。

23　仲裁裁判所の裁定は、最終的なものであり、かつ、紛争当事者を拘束する。裁定は、紛争当事者間において、かつ、特定の事件に関してのみ、拘束力を有する。

第五十一・十四条　一般的例外

この章のいかなる規定も、締約国が次の措置を採用し、又は実施することを妨げるものと解してはならない。ただし、これらの措置を、同様の条件の下にある全締約国の間若しくはその投資家の間における恣意的若しくは不当な差別の手段又は他の締約国の投資家若しくはその投資財産に対する偽装した制限となることとなる態様で適用しないことを条件とする。

(a)　公衆の道徳の保護又は公の秩序の維持のために必要な措置。もっとも、公の秩序を理由とする例外は、社会の基本的な利益のうちのいずれかに対し真正かつ重大な脅威がもたらされる場合に限り、援用することができる。

(b)　人、動物又は植物の生命又は健康の保護のために必要な措置

(c)　この章の規定に反しない法令の遵守を確保するために必要な措置。この措置には、次のいずれかの事項に関する措置を含む。

(d)　(i)　欺まん的若しくは詐欺的な行為の防止又は契約の不履行がもたらす結果の処理

(ii)　個人の情報を処理し、及び公表することに関連するプライバシーの保護又は個人の記録及び勘定の秘密の保護

(iii)　安全

(e)　美術的、歴史的又は考古学的価値のある国家的財産の保護のためにとる措置

(e)　有限天然資源の保存に関する措置。もっとも、この措置が国内の生産又は消費に対する制限と関連して実施される場合に限る。

第五十一・十五条　特別な手続及び情報の要求

1　第五十一・三条のいかなる規定も、締約国が投資財産に関して特別な手続（投資財産が適法に設立され、又は登録の要件を満たさなければならないとの要件に従うことを含む。）を定める措置を採用し、又は維持することを妨げるものと解してはならない。ただし、当該手続が、当該締約国がこの章の規定に従って他の締約国の投資家及び投資財産に対して与える権利を実質的に害するものでないことを条件とする。

2　第五十一・三条の規定にかかわらず、締約国は、他の締約国の投資家又はその対象投資財産に対し、専ら参考情報として入手すること又は統計を収集することを目的として、当該対象投資財産に関する情報を提供することを求めることができる。当該締約国は、秘密の情報については、公私の特定の法人の正当な商業上の利益又は当該投資家若しくは当該対象投資財産の競争上の立場を害することとなる開示から保護する。この２のいかなる規定も、締約国が自国の法令の衡平かつ誠実な適用に関連して他の方法により情報を入手し、又は開示することを妨げるものと解してはならない。

第五十一・十六条　新規ＡＳＥＡＮ構成国に対する特別のかつ異なる待遇

新規ＡＳＥＡＮ構成国のためのこの章の規定による利益を増進するため並びに第二条、第三条及び第五十二条の規定に従い、特別のかつ異なる待遇については、この章の規定に基づいて、次の事項を通じて新規ＡＳＥＡＮ構成国に与えるべきである。

(a)　他の締約国の投資政策に関する情報、事業活動に関する情報、関連するデータベース及び投資の促進のための連絡部局へのアクセス

(b)　投資政策及び投資の促進（人材養成等の分野におけるものを含む。）に関する新規ＡＳＥＡＮ構成国の能力を強化するための技術援助

(c)　新規ＡＳＥＡＮ構成国が関心を有する分野における約束

(d)　各新規ＡＳＥＡＮ構成国による約束がそれぞれの発展段階に応じて行われることの認識

第五十一・十七条　投資の促進

1　各締約国は、全締約国間の経済関係を強化するために投資を更に促進すべきである。

2　全締約国は、自国の法令及び資金の利用可能性に従うことを条件として、可能な場合には特に次の事項を通じて、ＡＳＥＡＮ及び日本国を一の投資地域として認識することを促進し、及び向上させるよう協力する。

(a)　投資の促進に関する活動を組織すること。

(b)　事業取引のあっせんの催しを促進すること。

(c)　投資の機会並びに投資に関する法令及び政策についての様々な説明会及びセミナーを組織し、及び支援すること。

(d)　投資の促進及び円滑化に関係する相互に関心を有する他の事項についての情報交換を行うこと。

第五十一・十八条　投資の円滑化

1　各締約国は、自国の領域における他の締約国の投資家による投資の拡大を奨励するため、安定した、良好な、かつ、透明性のある条件を更に作り出すよう努める。

2　全締約国は、自国の法令及び資金の利用可能性に従うことを条件として、可能な場合には特に次の事項を通じて、日本国と全ＡＳＥＡＮ構成国との間の投資を円滑にするために協力する。

(a)　あらゆる形態の投資に必要な環境を作り出すこと。

(b)　投資の申請及び承認のための手続を簡素化すること。

(c)　投資に関する情報（投資に関する規則、政策及び手続を含む。）の周知を促進すること。

(d)　投資を受け入れるそれぞれの締約国において、産業界に対して支援及び助言（免許及び許可に関する業務の円滑化を含む。）を行うため、投資に関する総合窓口を設置すること。